学校法人大阪電気通信大学役員退任慰労金規則

平成26年3月29日

制定

(目的)

第1条 この規則は学校法人大阪電気通信大学(以下「法人」という。)の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)の退任慰労金について必要な事項を定める。

(退任の定義)

- 第2条 この規則において「退任」とは、最終的に理事又は監事の地位を離れることをいう。
- 2 理事であった者が任期満了後引き続いて監事に選任され、又は監事であった者が任期満 了後引き続いて理事に選任された場合は「退任」とは扱わない。

(退任慰労金の金額の決定)

第3条 退任した役員に支給すべき退任慰労金の額は、この規則に定める基準に従い計算し、 理事会が決定する。

(死亡退任慰労金)

- 第4条 役員が在任中に死亡した場合は、前条を準用して死亡退任慰労金として金額を決定 し、遺族に支給する。
- 2 遺族への支給順位については、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)の定めるところによる。

(教職員兼務理事の扱い)

第5条 この規則により支給する退任慰労金には、教職員兼務理事に対する教職員として支給すべき退職金は含まれないものとする。

(退任慰労金の算定方法)

第6条 退任慰労金は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数及び役位別係数 を乗じて算出した金額の合計とする。

(報酬月額)

- 第7条 報酬月額とは、名目の如何を問わず、毎月定まって支給されるものの総額をいう。
- 2 教職員兼務理事の教職員としての給与は、報酬月額に含まれないものとする。

(役員在任年数)

第8条 役員在任年数は1か月を単位とし、1年未満の端数がある場合は月割で計算し、1か 月未満の端数がある場合は1か月に切り上げる。

(在任年数の特例)

第9条 役員が在任中に死亡し、又はやむを得ない事由により退任したときは、理事会の議 決により残任期間を在任年数に加算することができる。

(役位別係数)

- 第10条 退任慰労金算定における役位別係数は次のとおりとする。
 - (1) 理事長 3.0倍(非常勤の場合2.0倍)
 - (2) 副理事長 2.5倍(非常勤の場合1.5倍)
 - (3) 専務理事・常務理事 2.5倍
 - (4) 理事 2.0倍(非常勤の場合1.0倍)
 - (5) 監事 2.0倍(非常勤の場合1.0倍)

(特別功労金加算)

第11条 退任役員のうち、在任中特に功労のあった者に対しては、理事会の議決により、 第6条により算出した金額にその30%を超えない範囲で特別功労金を加算することがで きる。

(特別減額)

第12条 退任役員のうち、在任中特に重大な損害を与えた者に対しては、理事会の議決により、第6条により算出した金額を減額することができる。

(支給時期及び方法)

- 第13条 退任慰労金は、理事会の議決後2か月以内にその金額を支給する。
- 2 経済状況、法人の業況如何等により当該役員と協議の上、支給時期、分割支給回数等、 支給方法について別に定めることができる。

(退任慰労金よりの控除)

第14条 退任慰労金を支給する場合、法令に基づく源泉税及び法人に対して負う債務の金額を控除する。

(教職員退職者の扱い)

第15条 役員の任期満了後、教職員として就業する場合は、退職時に退任慰労金を計算し、 支給する。

(規程の改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の諮問の後、理事会の議決を経なければならない。 附 則

この規則は、平成26年3月29日から施行する。